（届出料金に関する準用）

第三十七条　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする沖縄電力が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第三項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第三十条第二号及び第三号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第二十条第一項及び第六項、第二十七条第一項並びに第二十八条第一項	［略］	第三十四条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分期間原価等項目
第二十条第一項から第四項まで及び第六項、第二十一条、第二十二条第一項（各号を除く。）、第二十七条第一項並びに第二十八条第一項	［略］	第三十四条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分基礎原価等項目

2　沖縄電力は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目の変動額を基に変更しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。

3　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十条から第三十二条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第三項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第三十一条第二号及び第三号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第二十一条第一項及び第六項、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項	［略］	第三十六条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分期間原価等項目
第二十一条第一項から第四項まで及び第六項、第二十二条、第二十三条第一項（各号を除く。）、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項	［略］	第三十六条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分基礎原価等項目

（届出料金に関する準用）

第三十八条　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十一条から第三十三条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を変更しようとする沖縄電力が、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第三条第二項第一号、第三号、第四号及び第六号から第十一号まで、第四条第三項第一号及び第三号から第六号まで、第五条第二項、並びに第三十一条第二号及び第三号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第二十一条第一項及び第六項、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項	［略］	第三十六条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分期間原価等項目
第二十一条第一項から第四項まで及び第六項、第二十二条、第二十三条第一項（各号を除く。）、第二十八条第一項並びに第二十九条第一項	［略］	第三十六条第三項において読み替えられた第六条第一項に規定する変分基礎原価等項目

2　沖縄電力は、旧法第十九条第三項の規定により特定小売供給約款で設定した料金を期間原価等項目のうちの一部の期間原価等項目の変動額を基に変更しようとする場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該変動額を基に変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定することができる。ただし、当該変動額の合計額が零を上回る場合にあっては、その算定をすることができない。

3　第二条第一項及び第二項、第三条から第五条まで並びに第二十一条から第三十三条までの規定は、旧法第十九条第三項の規定により変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を前項の規定により算定する場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。